

＜品川区民オンブズマンの会からの公開質問＞

公 開 質 問 状

平成 18 年 4 月 28 日

品川区民オンブズマンの会

代表 佐藤 龍雄

日本共産党品川区議団御中

各会派に支給されている政務調査費について、以下の質問にお答え下さるようお願いいたします。

1. 政務調査費の支出内容について、領収書を提出するだけでなく、個々の支出の具体的な内容と支出の必要性について区民が知ることができるように、支出報告書等において説明すべきであるとの意見が区民のなかにはあります。それについてどうお考えですか。
2. 政務調査費の支出内容について、区民が参加した何らかのチェック機関を設けるべきであるとの意見が区民のなかにはあります。それについてどうお考えですか。
3. 政務調査費を飲食費に支出することについて、これを疑問視する意見が区民のなかにはあります。それについてどのようにお考えですか。
4. 政務調査費をタクシー代に頻繁に支出することについて、これを疑問視する意見が区民のなかにはあります。それについてどうお考えですか。
5. 政務調査費が目的外に使用された場合、使用額の返還のほかに何らかの制裁をかすべきであるとの意見が区民のなかにはあります。それについては、どうお考えですか。

ご多忙とは存じますが、できる限り 5 月 19 日までに書面にてご回答くださるようお願いいたします。

回答書送付先：〒140-0015

東京都品川区西大井 4-3-7

佐 藤 龍 雄

なお、ご回答いただいた内容については、品川区民オンブズマンの会のニュース、ホームページ等において公開することを予定しております。

＜公開質問への日本共産党区議団の回答＞

品川区民オンブズマンの会御中

2006 年 5 月 19 日

代 表 佐藤 龍雄 様

公開質問への回答

日本共産党品川区議団

日ごろの活動に敬意を表します。

さて、先の東京地裁判決は貴会の全面勝利という結果でした。わが党区議団は、判決は当然と考えます。自民党区議団は、政調費の飲食への支出を「使途基準に従った」とのべましたが通用しないことが明確になりました。769 万円を返還すべきです。しかし、自民党区議団が返還を拒否。区議会事務局長が「政調費の使い方は議会各会派に委ねられるべき」と控訴したことは容認できません。

政務調査費は、議会側が行政をチェックし、また、住民要望を反映させていく議会活動に必要な経費です。しかし、この費用は区民のみなさんからの貴重な税金ですから目的外の支出は論外、使途をガラス張りにすることは当然です。

判決を受けて品川区議会には政調費使途基準の抜本的な見直しが迫られています。日本共産党は使途基準の見直しを区民参加ですすめるべきと考えます。

さて、貴会からいただいた公開質問について下記の通り回答いたします。

1. 個々の支出の具体的内容と支出の必要性について区民が知ることができるように、支出報告書等において説明すべきとの意見について

回答—政調費は、その使い方は必要性の判断は会派の意思に委ねられています。一方で、各会派の政調費は領収書付きで全面公開され、使途は住民から監視される仕組みもできております。基準を外れた使い方などがあれば住民からチェックされることになります。

現在、政調費の収支報告は領収書まで公開されているものの、その「目的」まではわかりません。ご質問の、支出のすべてに必要性を記載することは物理的にも難しい問題がありますが、例えば、「中小企業の現状把握のための懇談会」、「〇〇区の子育て支援策の調査」など政調費を支出した目的がわかるような工夫・改善は必要です。

2. 政務調査費の支出内容について、区民が参加した何らかのチェック機関を設けるべきである、との意見について

回答―品川区民オンブズマンの会のように、住民、納税者の立場で自主的に行政や議会をチェックする住民運動が広がることは大いに歓迎するものです。

品川区議会は政調費の使途を領収書付きで全面公開し、住民からのチェックを受けるための努力をしてきました。しかし、行政側の監査委員制度に相当する制度が議会にはありません。区民による政調費のチェック機関の設置に賛成です。わが党も、チェック機関の構成や任務・権限など検討したいと思います。

3. 政務調査費を飲食費に支出することについて

回答―今回の東京地裁判決では、政調費による飲食費の支出は「社会通念上必要なもの」に限るという使途基準が示されました。判決に従えば、政調費の飲食への支出は会議に伴う弁当やお茶程度に限定されるというものです。品川区議会での政調費の使途基準見直しは、この判決の考え方にしたがって行われるべきです。

なお、わが党区議団は01年度までは他自治体への出張調査の場合1食1,000円を上限に食事代を、また区政懇談会の時のお茶代を政調費から支出してきました。しかし、入院時の給食費が自己負担となり、民間では出張でも食事代が支給されない企業が増えてきました。こうした社会状況や住民感情などを考慮して02年度からは飲食費にはいっさい支出しておりません。

4. 政務調査費をタクシー代に頻繁に支出することについて

回答―調査のために政調費からタクシー代を支出することはあり得ることです。私どもの会派でもタクシーを利用する場合があります。

問題は、タクシー利用が調査、研究という目的のために使われているかどうかです。議会(委員会)出席のためのタクシー利用が政調費から支出されていたとしたら「目的外」だといわざるを得ません。区議会議員には、議会(委員会)出席のための交通費として出会手当が出されています。「手当と政調費の二重取り」になる可能性があります。

なお、わが党区議団は、議会(委員会)出席に支給される費用弁償制度そのものが不必要だと考えます。

5. 政務調査費が目的外に使用された場合、使用額の返還のほかには何らかの制裁をすべきである、との意見について

回答—今回の判決を受けて政調費の使途基準は明確に示されました。しかも、品川区議会ではすでに政調費の使途を全面的に公開し、有権者の監視下にあります。各会派の政調費の使途に対する住民の判断は、選挙をはじめとする有権者としての審判の場で行うべきと考えます。

しかし、政調費の飲食費の基準を明確にした今回の判決を受けてもなお目的外に支出する事態が生じた場合は、政調費の返還以外に制裁を課すことはやむを得ないと考えます。

最後に、政調費の使途への区民の批判は頂点に達しています。政調費の領収書付きでの公開はわが党が提案してきました。品川区議会は全国に先駆けて実現しただけに今回のような事態は非常に残念です。

わが党は、これまでも官官接待や予算・決算委員会終了後の議会と区側の「打ち上げ」の廃止、議会委員会の公開など議会改革を進めてきました。今後も政調費や費用弁償、海外調査のあり方を抜本的に転換するために奮闘してまいります。

以上